

会議名 (審議会等名)	平成31年第2回小金井市農業委員会の会議		
事務局 (担当課)	農業委員会事務局		
開催日時	平成31年2月20日(水) 15:30~17:00		
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室		
出席者	委員	高杉隆行、松嶋あおい、鴨下公夫、岸野有次、大堀金義、渡邊正明、高橋金一、橋本尚幸、大澤利之、鴨下永孝、大久保政男、永井文夫、井寺喜香	
	その他		
	事務局	高橋事務局長、島田係長	
欠席者	高橋堅治		
傍聴の可否	可・不可・ <u>一部不可</u>	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由	個人情報保護による		
会議次第	別紙のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	別紙のとおり		

1 開 会

2 会長挨拶

3 会期の決定

議 長	会期は本日一日とさせていただきます。
-----	--------------------

4 会議録署名委員の指名

議 長	会議録の署名委員を指名します。 〔1番〕高杉委員、〔2番〕松嶋委員をお願いします。
-----	--

5 議案の審議

(1) 第1号議案

① 農地法第3条について

議 長	農地法第3条について、事務局より説明をお願いします。  〔農地法第3条については、今期の農業委員会の会議において初めての案件となることから、事前に送付した資料をもとに説明をした。〕  〔事務局説明〕
議 長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事 務 局	こちらの現地調査については、平成30年12月の農業委員会の会議において本件を諮る予定で、所有者の方、地区担当農業委員、公民館担当者、事務局にて12月に現地調査を行っていました。しかしその後事務手続き等について調整を必要としたため、今回の農業委員会の会議において審議いただいております。議案にお示ししている調査日（平成31年2月12日）については、改めて事務局にて現地調査を行った日付でございます。 それでは、現地調査について報告いたします。こちらの土地は緑町にお住まいの共有名義の農地となります。農業従事者はお二人です。平成18年度からこの農地において菜園教室の事業を実施しております。この他にも農地があり、概ね2,600㎡を所有しております。 該当農地は、現在も事業のなごりなのか葉物等の野菜が一部、植わっていましたが、草の管理等は行われていて肥培管理の問題もありません。本件は、平成31年度から5年間、菜園教室の実習用地として市

	と使用貸借契約を締結するにあたり農地法の手続きを行うものです。
委員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。
委員	この農地は生産緑地ですか。
事務局	生産緑地ではありません。宅地化農地となります。
委員	5年間の使用貸借契約となりますが、法律に基づく年数ですか。
事務局	土地使用貸借契約については、所有者と使用者の協議において決めております。何年間までという定めはありません。しかし、以前の農業委員会の会議において市民農園を開園するにあたり特定農地貸付法に基づく手続きを行いました。特定農地貸付法では、使用者が貸し付けることができる期間は決まっております。
委員	こちらの農地は市が事業を行うこととなりますが、税の取扱はどのようなになりますか。
事務局	市が事業を行うにあたり借りる土地については、非課税となります。
議長	他にご意見ご質問ございませんか。
議長	無いようですので、この件につきましてご異議ございますか。
	〔「異議なし」との声あり〕
	異議なしと認め証明することといたします。
	2件目について事務局より説明をお願いします。
	〔事務局説明〕
議長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事務局	こちらの現地調査についても、一度12月に行っております。それでは、現地調査について報告いたします。所有者は東町にお住まいで88歳です。平成13年度からこの農地において共働夢農園を実施しています。この実習用地の他にもトマト、ナス、キュウリ等の夏野菜やダイコン、ニンジン等の冬野菜を生産している農地、クリや

	<p>カキを生産している農地、概ね9,000㎡を所有しております。ご高齢であるため、本人は農作業にほとんど従事できておりませんが、ご親戚の方に協力いただきながら農業を継続しております。現在の実習用地は、収穫後の畑でありましたが、草などは管理されておりますので問題はありません。本件は、先に説明した菜園教室と同様、平成31年度から5年間、共働夢農園の実習用地として市と使用貸借を締結するにあたり農地法の手続きを行うものです。</p>
委員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。
委員	以前は、公民館緑分館でこの事業を実施していたと思うのですが、現在も同じですか。
事務局	公民館本館で事業を実施していると思います。
委員	土地の契約は4月1日からですが、事業実施は4月1日からとなるのですか。
事務局	必ずしも土地の契約始期と事業実施が同じなるということではありません。
議長	他にご意見ご質問ございますか。 無いようですので、この件につきましてご異議ございますか。
	〔「異議なし」との声あり〕
議長	異議なしと認め証明することといたします。

(2) 第2号議案 農地法第4条、第5条に基づく転用届出について

① 農地法第4条について

議長	<p>農地法第4条の農地転用届出の専決処理について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>〔1件事務局説明〕</p>
議長	<p>この件につきましてご意見、ご質問等ございますか。 無いようですので、次へ移ります。</p>

② 農地法第5条について

(今回はありません。)

(3) 第3号議案 その他の事項について

① 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議 長	引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局より説明をお願いします。
	〔事務局説明〕
議 長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事 務 局	報告いたします。従事者は、届出者と同じですが、届出者の妻、息子と農業に従事しています。息子を中心に農業経営を行っているため届出者からお話がありました。自宅の北側の農地となります。こちらの畑は、ブルーベリー、露地野菜では多品目の野菜、パイプハウス2棟では、トマト、キュウリ、葉物等を生産しております。草もしっかりと管理されており。問題ありません。
委 員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議 長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてご異議ございますか。
	〔「異議なし」との声あり〕
議 長	異議なしと認め証明することといたします。
議 長	2件目について事務局より説明をお願いします。
	〔事務局説明〕
議 長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事 務 局	この畑は、1件目の届出者の母親の農地となります。届出者は93歳、ご高齢であるため農業従事は困難ですが、先ほどの説明のとおり家族で農業に従事しております。自宅南側の畑から説明いたします。この畑は、コマツナ、ホウレンソウなどの葉物、ルバーブを生産しております。現地調査時は端境期であったため畑には何も無い状態でしたが、きれいに管理されておりました。

	<p>次に小金井公園側の畑の報告をいたします。こちらの畑は公園側にハナミズキ等の植木があり、その他では端境期で何も無い状態でしたが、時期に合わせ露地野菜やルバーブを生産しております。また養蜂も行っており、ハチミツを生産しております。自宅離れの加工場でハチミツを瓶詰めし、JAや庭先にて販売しております。こちらの畑もきれいに手入れされております。</p> <p>最後に緑町の畑です。こちらはレモン、ブンタンといった柑橘類、夏はジャガイモ、冬はネギやハクサイ等を生産しているとのことでした。こちらも端境期で何もありませんでしたが、管理はしっかりとされており問題ありません。</p>
委員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
委員	緑町の畑についても問題ありません。
議長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてご異議ございますか。
	〔「異議なし」との声あり〕
議長	異議なしと認め証明することといたします。
議長	3件目について事務局より説明をお願いします。
	〔事務局説明〕
議長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事務局	届出者と従事者は同じです。座談会や説明会等にも積極的に参加されている農業者です。 この畑は、自宅西側の斜線部分と自宅南側の斜線部分の農地となります。自宅と斜線部分の農地の間に水路があり、その部分は相続税の納税猶予適用除外となっております。 畑では、カキ、植木、植木の上に野菜を生産しております。草の手入れも植木の手入れもされておりますので問題ありません。
委員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてご異議ございますか。

	〔「異議なし」との声あり〕
議長	異議なしと認め証明することといたします。

## 6 協議事項

議長	協議事項について事務局より説明をお願いします。
	〔(1)農業委員会活動の集約について〕
事務局	こちらは、年に1回農業委員会の活動を集約し、東京都農業会議に報告するものです。今年度の活動内容を項目ごとに記載しております。これから説明を行います。もう一度確認いただきたいので3月8日までにご意見等あればご連絡をお願いいたします。
議長	この件について、ご質問等ございますか。 無いようですので、追加する内容等あれば事務局に連絡をお願いします。

## 7 報告事項

議長	報告事項について事務局より説明をお願いします。
	〔(1)支部別座談会の開催結果について〕
事務局	座談会での意見、質問等を項目ごとにまとめました。報告いたします。
	〔(2)平成31年度農業委員会の主要行事日程について〕
	農業委員会の会議のほか、東京都農業会議が主催する行事について報告します。会長、職代の参加する行事、農業委員会委員の皆様で参加する行事がありますので報告します。
	〔(3)特定生産緑地制度の周知について〕
	平成31年第1回農業委員会の会議において、特定生産緑地制度の周知については、農業委員会委員の業務と位置付けたことから皆様に特定生産緑地指定申請書等を配布いたします。地区の農業者に周知をお願いします。
議長	この件について、ご質問等ありますか。

委 員	特定生産緑地制度の周知については、今すぐ地区の農業者に周知しなくてははいけませんか。
事 務 局	申請まで時間がありますが、早めの周知をお願いします。
委 員	座談会の際に申請書を余分にもらって、配布していますが、このような方にも配布する必要がありますか。
事 務 局	周知している方には改めて周知する必要はないと思います。
委 員	環境政策課から送付された所有する生産緑地の情報を無くしてしまった農業者がいた場合、再発行はどこにお願いしたらよいですか。
事 務 局	担当は環境政策課となりますが、農業委員会事務局へ連絡をいただければ対応いたします。
委 員	周知した結果は、事務局へ報告しますか。
事 務 局	報告をお願いします。一定期間の報告をまとめ、農業委員会の会議で報告します。
議 長	他にご質問等ございますか。 無いようですので、次に移ります。

## 8 連絡事項

議 長	連絡事項について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	〔(1)第60回東京都農業委員会・農業者大会の開催について〕
議 長	ご質問等ございますか。 無いようでしたら次へ移ります。

## 9 その他

議 長	その他について何かございますか。 無ければ事務局からございますか。
事 務 局	各委員へ配布したチラシについての説明を行った。
議 長	他にごございますか。 無いようでしたら、これで平成31年第2回農業委員会の会議を終了させていただきます。



## 平成31年第2回小金井市農業委員会の会議次第

日 時 平成31年2月20日（水）

午後3時30分 開会

場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 会期の決定

### 4 会議録署名委員の指名

### 5 議案の審議

#### (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について

① 農地法第3条について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件

#### (2) 第2号議案 農地法に基づく農地の転用届出について

① 農地法第4条について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

② 農地法第5条について・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件

#### (3) 第3号議案 その他の事項について

① 引き続き農業経営を行っている旨の証明について・・・・ 3件

### 6 協議事項

#### (1) 農業委員会活動の集約について

### 7 報告事項

#### (1) 支部別座談会の開催結果について

#### (2) 平成31年度農業委員会の主要行事日程について

#### (3) 特定生産緑地制度の周知について

### 8 連絡事項

#### (1) 第60回東京都農業委員会・農業者大会の開催について

### 9 その他

### 10 閉 会